

新庁舎建設について

1 調査項目

- (1) 新庁舎の建設に関する事項
- (2) 現庁舎跡地の利活用に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「新庁舎建設検討特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を16人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

区役所本庁舎の移転については、平成26年度に「庁舎移転問題検討特別委員会」を設置し、「船堀四丁目都有地」を移転候補地として議決したところである。現在、新庁舎建設用地の取得に向け、東京都との交渉が行われているところであるが、今後も諸課題を整理しつつ、早期建設に向け、働きかけを強めていく必要がある。

また、新庁舎については、区民の利便性向上、効率的な行政運営、防災拠点機能の確保、民間活力の導入によるコストの削減など、様々な区民要望を踏まえた観点から、その規模や内容について検討を進めていく必要がある。

さらに、現庁舎跡地の利活用については、周辺地域の新たな賑わいの創出など、地域住民の声を丁寧に聴きながら検討を深める必要がある。

よって、新庁舎の建設に関する事項について、調査研究を深めるため、本案を提出する。